

部会に属すべき臨時委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員等として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

- 令和 5 年 4 月 28 日付
- サービス統計・企業統計部会
- （商業動態統計調査の関係）
- 臨時委員 宮川 幸三（立正大学経済学部教授）